

(別 紙)

平成25年4月1日以降に適用する簡易生命保険契約の前納払込保険料等の改定について

(注) 平成19年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

1 前納払込保険料

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに保険料の前納払込みをしていただく場合の前納払込保険料について、以下のとおり改定いたします。

この例は、60歳払込済定額型終身保険1000万円に20歳でご加入いただいた男性（集金払込みまたは窓口払込み）が、保険料の前納払込みを行った場合です。

詳しくは、最寄りの郵便局の窓口、かんぽ生命の支店、かんぽコールセンターまたはセールスパーソンへお尋ねください。

[月額保険料 15,900円]

前納払込 年月数	前納払込保険料		引上げ率 (%)
	平成25年4月1日から 平成26年3月31日までの前納払込み	平成24年4月1日から 平成25年3月31日までの前納払込み	
3月分	46,746 円	46,746 円	0.00
6月分	93,015	93,015	0.00
1年分	185,235	185,235	0.00
2年分	370,311	370,311	0.00
5年分	924,108	922,200	0.21
7年分	1,289,808	1,284,402	0.42
10年分	1,823,412	1,807,671	0.87
15年分	2,649,894	2,609,826	1.54
20年分	3,375,729	3,314,832	1.84

なお、昭和62年8月31日以前の保険契約（年金保険契約を除きます。）については、変更はありません。

前納払込保険料は、かんぽ生命ホームページにて試算することができます。

参照URL <<https://jp-life-sec.japanpost.jp/information/prepayment/prepay.php?form=2>>

2 配当利殖率

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの、既に分配された積立配当に対して利息を付するための配当利殖率を以下のとおり改定いたします。

(年利率：%)

	年ごとの効力発生応当日以前	年ごとの効力発生応当日後
配当利殖率	0.61	0.40

(注) 財形保険、確定拠出終身年金保険については、「年ごとの」を「4月の月ごとの」に読み替えます。

3 実施日

平成25年4月1日（月）